時事新報

明治十九年二月十一日　木曜日　（壬、寅）
舊丙戌正月八日
日出午前六時五十三分　日入午後五時三十六分
月出午前十時四十分　月入午後
滿潮午前九時五十四分　午後十時十四分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ配達無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　關山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
關門市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ヶ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
寒川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他四地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク配達料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上廿日迄	廿一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

東京市中の防火法（前號の續き）

消防器具の改良と共に消防の手續とも改良せざるべからず此點に付ても改良を要する事甚だ多しと雖も就中其重なる個條は第一に出火の警報を迅速ならしむる事あり今日にても消防本分署の間には電信の設けありて彼此互に警報を傳送すると得ると雖も消防本分署と合せて東京市中に僅か七箇所に過ぎざれば各署の所轄内に起りたる出火を其所轄署に報ずる迄に既に多少の時間を費やさゞると得ず故に此憂を絶たんが爲には宜しく各署より其所轄内の消防分遣所又は巡査派出所等へは夫々電信又は電話線を通じ置きて何方よりも直ちに出火の警報を其管轄の消防本分署に傳ふるとを得せしむべし（電話機は電信機に比すれば器械も簡易にして費用も掛らざれば此等の用には最も適當なるべし又巡査派出所に皆此設けあらば獨り防火の爲めのみならず一般の警察上にも至極便利なるべしと思はる）又此外に西洋にて行はるゝ火事知らせ函（下に見ゆ）の法の如きも之を我國に試用せば必ず一層警報の迅速を加ふるとあらん其次には早くポンプを火事場に引付くる事あり我輩毎に府下にて出火の實際を見るにポンプの火事場に到着するみと甚だ遲く最近の場所より持來るものにても出火の際より暫くの時間を經ざれば來らず少しく遠方より來るものに至りては鎮火の後に至りて始めて到着するものさへ少なからず是れ一つには出火警報の迅速ならざるにも因るとなれども他に亦其原因なきにあらず其故は今のポンプ八十臺は皆消防手の手にありて消防一組にてポンプ二臺宛を引出すの法なれども消防組の所持せる道具は獨りポンプのみならずして其他纏、梯子、刺又、玄蕃桶消口札など種々の道具ありて之を持出すにも亦若干の人數を要するに付少なくも此等の道具を持出す丈けの人數ありて之と持出す用意の整ふまでは獨りポンプのみを先に持出すと得ず是れ自然にポンプの引出し方まで延引せるに至る所以なり（米國などにては梯子其他消防に必要なる道具は皆一の馬車に積みて出火の際には消防夫も之に乘り蒸氣ポンプと共に引出す仕組なれば直ちに火事場に驅付くるを得ると云ふ）左れば今の如き方法にては假令多くの蒸氣ポンプを備ふるも到底十分に其功能を見ること能はざれば今後はポンプの取扱を消防組の手より奪ひ取りて別にポンプ組なるものを設け專ら之にポンプの使用を任するか左もなくば今の消防組の中にて特にポンプを取扱ふものと定め平時と雖も不斷ポンプの運轉を演習せしめ出火の際にも獨立の運動を爲さし先づ警報一たび到れば他を顧みずして一目散にポンプを引出すが如き仕組となさんこと大切なるべし此等は鎖細の事にして殊更に此に喋々するに及ばずと思ふものもあらんと雖も元來火を防ぐも總ての災害を防ぐが如く初めに易くして終りに難きものなれば初めには容易に消止むべかりし火災も僅に數分時間を後るゝが爲めに救ふべからざる大災に至るが如きは人々の常に見る處なるが故に出火の警報と迅速にしポンプの取扱方を改良するは防火上に最も肝要なることゝ知るべし又水道の制の如きも防火の點より云へば改良を要するものあり現今府下にて下町と稱する所は至る處水道の設けあれば防火の爲めにも甚だ便利なれども場所に依りては尙水に乏しき所ありと云ひ又本所深川の二區及び芝區邊は全く水道の設けなく山の手に至れば水道ありと雖も其及ぶ所廣からざれど孰れも消防上に困難ありと云へり左れど此等も夫々速かに修繕又は新設の計畫と爲すべし此外細密の個條に渉れば尙許多の改革を要する事あれども此等は當局者の注意と實驗とを以て巧みに之を擧行するに餘りあるべしと信ずるを以て一々之を枚擧せず之を要するに現今の消防法は重に消防の器械に乏しく專ら人の腕先きと防火の利器と頼みたる德川時代の遺制を承傳したるものなれば消防人夫の多き割合には消防の實効を奏すると少なく又其消防夫の如きも概ね往時任俠の遺風を存して火に臨みては生命をも顧みず其擧動の活潑剛勇なる往々人目を驚かすに足るものありと雖も是又孰れも個々獨立の働きにして合同一致の働きを爲すに慣れざるものなれば所謂匹夫の勇にして防火の爲めに左程の役目を爲さゞるは恰も古代の勇士が長槍大劍を提げて單騎敵と接戰するも實際の敵を殺すこと多きに至りては今の尋常の兵卒が精銳の銃器を取り號令に依りて進退するに如かざるが如し左れば我輩の望む所は今の戰爭に匹夫の勇を貴ばずして器械と號令とを重んずるが如く今の消防にも亦專ら器械と手續とを重んぜざるべからず諸文明國の現に爲す所の如くにして根抵より今日の消防法を改革せんことにあり我輩は今此篇を終るに臨み今日西洋文明の國々に行はるゝ消防法は如何なるものなるかを示し當局者をして消防法を改良するの摸範となさしめんが爲めに左に昨年六月十九日の時事新報に載せたる米國通信の一項を摘記して讀者の一覽に供す

（前略）過日午後七時頃同宿の某遽たゞしく小生の室に駈け來り唯今隣家にて火を失したり早く屋根に登りて見られよと云ふに付直ちに二人して屋根に登り隣家の屋上迄至り見るに最早大抵鎮火して唯白き煙の出るのみありし然るに其時前の町には既に三輌の蒸汽ポンプ及び梯梯等を積みたる車など集り居り向ふ通りなどにはポンプの來るを見て始めて町内に火事のあるを知る位の始末ありし[illegible]るは實に驚くに堪へたり總て當國にて都府には諸處に Fire alarm box（火事知らせ函）ありて誰にても火事の起るを見るときは直に最寄の函に駈付けて鍵を捻れば電線にて其報忽ち全市中の消防局に達し又同時に諸寺院にも達するを以て寺院にては銘々直ちに鐘を鳴して府民に報ずる其時は火事の起りたると殆ど同時なりと云ふも可なり又消防局にては常に數輛の蒸汽ポンプを用意し置き何時にても警報あると同時に馬を繫ぎ置ける綱は自然に解くる仕掛けに爲し置けば馬も豫て慣れ居る故綱の解くると見れば直に飛出して蒸汽ポンプの前に立つ其時一人の消防夫が一筋の綱を引けば天井に吊しある道具がガラ／＼と下り來りて馬の体に着付くを以てポンプは直ちに進行すると得べし又大抵の消防局は二階の床に三尺四方程の穴ありて其中央に直徑三寸程の眞鍮の棒を立て置けり是は二階に寢るものが警報を聞きたる時階子など駈け下りて居ては間後き故直に此穴より棒に縋りて滑り下る爲めなりと云ふ又蒸汽ポンプには石炭の用意常に整ひ居り其傍に石油に浸したる綿と燐附木とありてイザと云はゞ直ちに火を焚付くるを得べく又汽罐の湯は晝夜共時々之を温むると以て決して冷水となることなし右の如く萬端の用意至らざる處なきを以て警報の至る時とポンプの發する時との間は僅に五六秒時なりと云ふ我東京杯の如く火事の觸ありたる後やゝしばらくして始めてポンプを引出すやうなる不都合なし當國の家々は總て煉化若くは石造なれば火災も隨て少なき事なるに斯く許り消防法に注意するを見ても日本の如き名代の火事國にては何程の勞費を要するも充分に消防法の改良を謀りて然るべしと思はる云々

右は米國ポストン在留の社友某氏が實地に目擊したる一斑を記して我輩に報道したるものにて其消防法の完全巧妙なると眞に驚くに堪へたりと雖も細かに其次第と尋ぬれば是れ唯米國人が防火の大切なるを認めて之が爲めに十分の費用を惜まざるの致す所にして別に其間に神異不可思議の原因あるにあらざれば我日本にても苟も之に傚はんと欲せば今年よりも容易に之と同一なる消防法と東京市中に實行すると得べきなり我輩は返す／＼も東京市民が眞實に防火の忽にすべからざると悟りて一日も早く米國人の所爲に傚はんことを切望するなり

（完）

官報

○敍任　明治十九年二月九日

任東京大學教授　井上操

○明治十九年二月六日

任海軍機關大監　海軍一等教官從五位勳六等　麻生武平

○辭令

自今七等官相當年俸九百六十圓下賜（二月九日內閣）　判事　楢崎稠造

年俸千五百圓下賜（同）　東京大學教授　井上操
判事　鈴木充美

朝鮮國釜山浦在勤被免仁川港在勤被仰付（二月六日仝）

○官吏死去　大藏四等技師増岡鼎五は昨九日病死せり右に付現俸給三箇月分下賜せられたり

○德島縣虎列剌患者　德島縣勝浦郡小松浦島村外十一箇村及名東郡富田浦町外二箇町村に於て一昨八日迄發出の虎列剌患者は總計五十六人內死亡廿一人なり（內務省報告）

（以上四件本年二月十日官報）

雜報

○福井通信　二月一日越前福井通信員發

○縣令上京　石黑本縣令は去月廿八日出發上京しゝ

○第二回關西聯合府縣共進會　京都、兵庫、石川、

る…
境　村字　觀音堂…
と古來より言ひ…
人が試に發掘せ…
同人は大に喜び…
下計畫中なりと…
物にして德川時…
舊幕府への獻上…
が賢ふ古今未曾…
の山と築きゝる…
き利益と得て大…
て一儲となさん…
○岡山通信　二…
○千阪岡山縣令…
等屬長江久造見…
十日より開會し…
りと○警部會議…
署詰の警部が會…

○東洋の小ロビ…
田中鶴吉が嫁島…
年有餘同島にて…
らずに似たると…
なる內に速く本…
ずと好死程に言…
句單獨が氣散ず…
の天氣とト…
島の二島に牛…
姪の三島へを…
氣候に人爲の…
繁殖も豫算通り…
所有せしが今は…
入れ身は宛も…
支配して犢牛…
拘は總て一身に…
の三動物は明治…
年にして豫算通…
無く此順序にて…
立ちて頗く夙…
田中が明治十七…
り嫁島に居…
田中の爲め働…
聞て誰人も許…
居たる折柄上…
賭博犯の咎に…
し今は先非を悔…
と乃ち同人ある…
て嫁島へと送…
共襲擊行と…
同く田中を振…
といへり是を…
おは田中の…
ぬが主因るらん…